

寒川町部設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 <u>企画部</u> <u>総務部</u> <u>町民部</u> <u>学び育成部</u> <u>健康福祉部</u> <u>環境経済部</u> <u>都市建設部</u> (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (加える) 企画部 (1)～(7) (略) <u>(8) 情報施策及びコンピュータに関すること。</u> (加える) (加える) 総務部 <u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u> <u>(2)～(4) (略)</u> (加える) <u>(5) 財産管理に関すること。</u> <u>(6) 建築営繕及び維持補修に関すること。</u> <u>(7) 公共施設の再編に関すること。</u>	(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 <u>町長室</u> <u>企画部</u> <u>総務部</u> <u>町民部</u> <u>子ども育成部</u> <u>健康福祉部</u> <u>環境経済部</u> <u>都市建設部</u> (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>町長室</u> <u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u> <u>(2) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u> <u>(3) 特定事項の推進に関すること。</u> 企画部 (1)～(7) (略) <u>(8) 財産管理に関すること。</u> <u>(9) 建築営繕及び維持補修に関すること。</u> <u>(10) 公共施設の再編に関すること。</u> 総務部 (削る) <u>(1)～(3)</u> <u>(4) 庁舎の維持管理に関すること。</u> (削る) (削る) (削る)

(8)～(10) (略)
(加える)

町民部

(1)～(5) (略)
(加える)

学び育成部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) 文化に関すること。
- (4) 青少年育成に関すること。
- (5) スポーツに関すること。

～略～

環境経済部

- (1) (略)
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 清掃に関すること。

都市建設部

- (1)～(8) (略)
- (9) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。
- (10)～(11) (略)

～略～

(5)～(7) (略)

(8) 情報施策及びコンピュータに関する
こと。

町民部

(1)～(5) (略)
(6) スポーツに関する
こと。

子ども育成部

- (1) 子育て支援に関する
こと。

～略～

環境経済部

- (1) (略)
- (2) 環境保全に関する
こと。
- (3) 一般廃棄物の処理に関する
こと。

都市建設部

(1)～(8) (略)
(削る)

(9)～(10) (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施
行する。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部
改正)

2 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成
10年寒川町条例第3号)の一部を次のよ
うに改正する。

第8条中「学び育成部」を「町民部」
に改める。

(附則第2項関係)寒川町スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>学び育成部</u>において処理する。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>町民部</u>において処理する。 ～ 略 ～